

利 用 者 の た め に

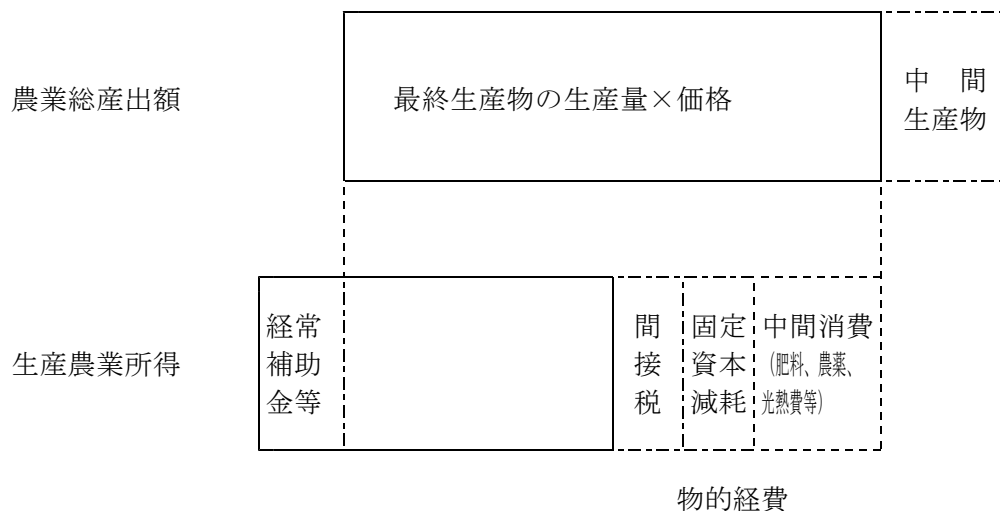
1 全国推計の取りまとめ

(1) 農業総産出額及び生産農業所得統計作成の概要

全国推計における生産農業所得統計は、農政の企画・推進のための資料を提供することを目的として、全国を一つの推計単位とし、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて推計したものである。

ア 農業総産出額は、推計期間（平成19年1月1日～12月31日）における農業生産活動による最終生産物の品目ごとの生産量（全国計）に、品目ごとの農家庭先販売価格（全国平均）（消費税を含む。）を乗じた額を合計して求めたものである。

イ 生産農業所得は、この農業総産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む。）を控除し、経常補助金等を加算して求めたものである。これは、最終的に農業生産に係る各生産要素（土地、労働、資本）に帰属すべき所得である。（下図参照）



(2) 全国推計における具体的な推計方法

ア 農業総産出額の推計方法

農業総産出額は、次の方法で推計した。

農業総産出額＝ Σ （品目別生産量×品目別農家庭先販売価格）

ただし、品目別生産量は、作物統計等による収穫量から再び農業へ投入される中間生産物（種子、飼料など）の数量を控除した数量、品目別農家庭先販売価格（消費税を含む。）は、農業物価統計、卸売市場統計等を用いて推計した価格に、農産物の販売に伴って交付される各種奨励補助金等を加算した価格とした。

以下に示す品目の産出額は上式の算式によらず、それぞれの項に掲げる方法により推計した。

(ア) くず米の産出額

粗玄米重×くず米比率×価格

(イ) 稲わらの産出額

稲わら生産量×稲わら販売率×価格

(ウ) 植物生長額

植物生長額は樹種別の生長額を次式により推計し、それらを合計したものである。

樹種別生長額

$$= \frac{\text{作物統計による当該樹種の未成園面積}}{\text{植物資産評価標準による当該樹種の成園10aあたり育成価}} \times \text{育成成年数}$$

(エ) 肉用牛（役用牛を含む。）の産出額

肉用牛の産出額は、と畜頭数と子牛の生産及び成長による増加分を次式により成畜頭数に換算し、これに価格を乗じて求めた。

$$\left\{ (\text{成牛と畜頭数} + \text{子牛と畜頭数} \times \frac{1}{2}) + (\text{12か月未満の期末頭数} - \text{12か月未満の期首頭数}) \times \frac{4}{10} + (\text{12か月} \sim \text{24か月未満の期末頭数} - \text{12か月} \sim \text{24か月未満の期首頭数}) \times \frac{8}{10} + (\text{24か月以上の期末頭数} - \text{24か月以上の期首頭数}) \right\} \times \text{成牛と畜価格}$$

(オ) 乳用牛の産出額

乳用牛の産出額は、乳牛の産出額、乳用子牛の産出額、生乳の産出額を合計したものである。

a 乳牛の産出額は、子牛の生産及び成長による増加分を次式により成畜頭数に換算し、これに価格を乗じて求めた。

$$\left\{ (\text{12か月未満の期末頭数} \times \frac{4}{10}) + (\text{12か月} \sim \text{24か月未満の期末頭数} \times \frac{3}{10}) + (\text{12か月} \sim \text{24か月未満の期首頭数} \times \frac{3}{10}) \right\} \times \text{成畜価格}$$

b 乳用子牛の産出額

乳用子牛（めす及びおす）と畜頭数×乳用子牛価格

(カ) 豚の産出額

$$\left\{ \text{と畜頭数} + (\text{期末頭数} - \text{期首頭数}) \times \frac{2}{3} \right\} \times \text{肉豚価格}$$

(キ) 採卵鶏の産出額

$$\left\{ \text{産卵鶏羽数} + (\text{6か月未満期末羽数} - \text{6か月未満期首羽数}) \times \frac{1}{2} + (\text{6か月以上期末羽数} - \text{6か月以上期首羽数}) \right\} \times \text{成産卵鶏価格}$$

(ク) 馬（軽種馬を除く。）の産出額

$$\left\{ (\text{期末頭数} - \text{期首頭数}) \times \frac{1}{2} + \text{成馬と畜頭数} + (\text{子馬と畜頭数} \times \frac{1}{2}) \right\} \times \text{馬価格}$$

(ケ) 軽種馬の産出額

(登録頭数×育成率0.95) ×市場成立価格

(コ) その他中小動物の産出額

平成19年の都道府県別推計の数値を用いた。

(サ) 加工農産物の産出額

平成19年の都道府県別推計の数値を用いた。

注：「い」、「茶（生葉）」等を原料として産出された加工農産物の産出額は、加工に投入した原料分の産出額を控除して計上した。

イ 生産農業所得の推計方法

生産農業所得とは、農業総産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む。）を控除し、經常補助金等を加算した付加価値額である。なお、物的経費は、農業経営費から雇用労賃等を控除したものである。

具体的には、次式により算出した。

生産農業所得＝農業総産出額×所得率＋産地づくり対策交付金、中山間地域直接支払交付金並びに水田・畑作経営所得安定対策のうち、過去の生産実績に基づく支払及び収入減少緩和対策等

ただし、所得率は農業経営統計調査経営形態別経営統計結果から、次式により算出した。

$$\text{所得率} = \frac{\text{農業粗収益} - \text{經常補助金等（産地づくり対策交付金、中山間地域直接支払交付金並びに水田・畑作経営所得安定対策のうち、過去の生産実績に基づく支払及び収入減少緩和対策等）} - \text{物的経費}}{\text{農 業 粗 収 益}}$$

ウ 生産農業所得率

生産農業所得÷農業総産出額×100

(3) 全国推計における推計の範囲

本推計で対象とする農業の範囲は、原則として、日本標準産業分類に掲げる「中分類01－農業」のうち「小分類013－農業サービス業（園芸サービス業を除く。）」及び「小分類014－園芸サービス業」を除く事業所から生産された農産物（山林用苗木を含む。きのこ類の栽培及び蚕種を除く。）及び加工農産物である。

本推計で対象とする農産物は、平成18年の全国の産出額がおおむね50億円以上の農産物であり、主な品目は次の表のとおりである。

農 産 物 の 範 囲

部 門		品 目	名
耕	米	玄米、くず米	
	麦 類	小麦、六条大麦、二条大麦、裸麦	
	雑 穀	そば等	
	豆 類	大豆、いんげん、小豆、らっかせい（からつき）等	
	い も 類	かんしょ、ばれいしょ	
	野 菜	果菜類	スイートコーン、えだまめ、さやえんどう、そらまめ（未成熟）、さやいんげん、きゅうり、かぼちゃ、すいか、メロン、なす、トマト、いちご、ピーマン、にがうり、オクラ、ししとう等
		葉 茎 菜 類	キャベツ、はくさい、非結球つけな、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、らっきょう、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、こまつな、パセリ、アスパラガス、ふき、みょうが、わさび、しそ、たけのこ、チンゲンサイ、もやし等
		根菜類	だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、しょうが、くわい等
	果 実		みかん、ネーブルオレンジ、なつみかん、はっさく、いよかん、清見、ボンカン、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、うめ、かき、くり、すもも、いちじく、あんず、パインアップル、キウイフルーツ、ゆず、しらぬい（デコポン）等
	花 き	切り花	チューリップ、きく、ゆり、ばら、カーネーション、トルコギキョウ、きんせんか、ストック、りんどう、スターチス、ガーベラ、洋ラン、カスミソウ、切り葉、切り枝、アルストロメリア等
		球 根	チューリップ等
		鉢ものの類	シクラメン、洋ラン類、観葉植物、花木類等
		花き苗類	パンジー等
		その他花き	芝等
	工芸農作物		さとうきび、てんさい、こんにゃくいも、葉たばこ、茶（生葉）、い（しちとういを含む。）等
	その他作物		庭園樹苗木、街路樹苗木、盆栽等苗木、山林用苗木、稲わら（販売したもの）、植物生長（みかん、なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジ、りんご、ぶどう、なし、かき、もも、おうとう、びわ、うめ、くり、茶、桑等）
畜 産	肉 用 牛	肉用牛（子牛、育成牛、和牛、乳用おす牛等）	
	乳 用 牛	生乳、乳用牛、乳廃牛	
	豚	豚	
	鶏	鶏卵、ブロイラー、廃鶏	
	その他畜産物	馬、軽種馬、はちみつ、うずら卵等	
加 工 農 産 物		かんびょう、干がき、かんしょ切干、荒茶、畳表、ござ等	

2 都道府県別推計の取りまとめ

(1) 農業産出額及び生産農業所得統計作成の概要

都道府県別推計における生産農業所得統計は、各都道府県の農業生産の実態を価値額として把握し、農政の企画・推進、地域振興計画の策定、農業振興諸施策の実施等のための資料を提供することを目的として、全国の都道府県を推計単位とし、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて推計したものである。

ア 農業産出額は、推計期間である当該年（暦年）における都道府県別の品目毎の生産数量に品目毎の農家庭先販売価格（消費税を含む。）を乗じて求めたものであり、全国推計における産出額と概念的には同じものである。しかし、都道府県別推計においては、全国推計では中間生産物であるため推計対象としていない他都道府県へ販売したひな、子豚を含んでいるなどしているため、農業産出額を単純に合計した都道府県計及び全国農業地域の数値には、都道府県間を移動した中間生産物の産出額が重複計上されている。こうしたことから、都道府県別に推計した農業産出額を合計した全国値は、前掲1により全国推計した農業総産出額と一致しない。

(ア) 自都道府県で生産され農業へ再投入したものは産出額から控除する

(イ) 他都道府県へ販売したものは自都道府県の産出額に含む

(ウ) 他都道府県から購入したものは産出額から控除しない

イ 生産農業所得は、この農業産出額に農業経営統計調査の経営形態別経営統計及び営農類型別経営統計から算出した当該都道府県の所得率を部門別に乗じ、産地づくり対策交付金、中山間地域直接支払交付金並びに水田・畑作経営所得安定対策のうち、過去の生産実績に基づく支払及び収入減少緩和対策等を加算して求めたものであり、全国推計における生産農業所得と概念的には同じものである。

(2) 都道府県別推計における具体的な推計方法

ア 農業産出額の推計方法

(ア) 農業産出額の推計式

農業産出額は、耕種及び畜産の農業生産によって得られた農産物と、これらを原料とする加工農産物とを区分して、次の方法により算出した。

（算式1）個別農産物の産出額＝個別農産物生産数量×個別農産物農家庭先販売価格

注：個別農産物生産数量＝個別農産物の収穫量－個別農産物のうち中間生産物（他都道府県へ販売されたもの及び加工農産物の原料を除く。）の数量

（算式2）個別加工農産物の産出額＝

（個別加工農産物の生産数量×個別加工農産物の農家庭先販売価格）－

（個別加工農産物の原料数量×個別加工農産物の原料の農家庭先販売価格）

(イ) 生産数量

農産物及び加工農産物の生産数量は、農林水産省統計組織で作成している生産量統計を基礎資料としている。生産量統計のない農産物で地域的に重要な農産物は、市町村、農業団体等からの情報収集により推定した。

(ウ) 価格

a 農産物価格

(a) 農産物価格は、農業物価統計、卸売市場統計等を用いて推定した価格を用いた。

(b) 植物生長額は、植物資産評価標準及び樹種別未成園面積から次式により求めた。

$$\bigcirc \quad \frac{\text{都道府県別樹種別未成園}}{10 \text{ a 当たり植物生長額 (A)}} = \frac{\text{都道府県別樹種別成園} 10 \text{ a 当たり育成価}}{\text{育成年数}}$$

$$\bigcirc \quad \text{都道府県別植物生長額} = \Sigma (A \times \text{都道府県別樹種別未成園面積})$$

b 畜産物価格

(a) 子牛、子馬、豚、めん羊、やぎ、その他の中小動物については、その成長過程によって区分し、農産物と同様にそれぞれの農家庭先販売価格を適用した。

(b) 育成牛馬及び廃牛馬の価格は、次式による育成差益等を適用した。

$$\bigcirc \quad \text{育成牛馬の育成差益} = \text{育成牛馬の価格} - \text{育成する当歳の子牛馬の価格}$$

$$\bigcirc \quad \text{肉用牛の育成差益} = \text{肉用牛価格} - \text{肥育用もと牛価格}$$

$$\bigcirc \quad \text{廃牛馬の処分差益} = \text{廃牛馬価格} - \left(\text{明け 3 歳の成牛馬の価格} \times \frac{1}{2} \right)$$

注： 廃牛馬の処分差益の計算において、廃牛馬価格から成牛馬の明け 3 歳時点の価格の 2 分の 1 の額を差し引くことにしているのは、繁殖牛馬や役牛馬が廃用される場合の残存価格（肉部分）を成畜時価に対する割合の 2 分の 1 とみなし、明け 3 歳以降の肉としての成長等実際の廃牛馬価格との差を処分差益として、当期の生産に計上しているためである。

c 加工農産物価格

加工農産物の価格については、一般農産物と同様に農家庭先販売価格を推定して適用した。

(エ) 合計（全国）、全国農業地域別農業産出額の計算

a 合計（全国）

全国農業地域別数値を合計して求めた。

b 全国農業地域別

当該全国農業地域に含まれる都道府県別数値を合計して求めた。

イ 生産農業所得の推計方法

(ア) 部門別概算所得率の推計

都道府県別に農業経営統計調査営農類型別経営統計結果を用いて、部門別（稲、麦類・豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、花き、肥育牛、酪農、豚、鶏）に部門別概算所得率を次式により計算した。

なお、雑穀、種苗・苗木類・その他作物の部門別概算所得率は耕種の平均所得率を、その他畜産物については、畜産の平均所得率を用いて算出した。

部門別農業粗収益－經常補助金等（産地づくり対策交付金、水田・畑作
経営安所得定対策のうち過去の生産実績に基づく支払及び収入減少影響緩和対
策等）－部門別物的経費

$$\text{○ 部門別概算所得率} = \frac{\text{部門別農業粗収益}}{\text{経営部門別農業粗収益}}$$

(イ) 部門別概算所得の推計

上記(ア)で推計した部門別概算所得率に部門別産出額を乗じて部門別概算所得を算出した。

(ウ) 部門別修正所得の推計

農業経営統計調査経営形態別経営統計結果を用いて都道府県別に計算した生産農業所得を基
に、次式により修正し、部門別所得を算出した。（注記参照）

(注2)

$$\text{○ 部門別修正所得} = \text{部門別概算所得} \div \frac{\text{概算所得}}{\text{経営形態別経営統計から計算した生産農業所得}} \quad (\text{注3})$$

注：1 部門別概算所得は、部門別産出額に部門別概算所得率を乗じた。

2 概算所得は、部門別概算所得を合計したものである。

3 経営形態別経営統計結果を用いた生産農業所得の算出方法

生産農業所得＝農業産出額×所得率

所得率は、次式により算出した。

農業粗収益－經常補助金等（産地づくり対策交付金、中山間地域直接支払交付金並びに水
田・畑作経営所得安定対策のうち、過去の生産実績に基づく支払及び収入減
少緩和対策等）－物的経費

$$\text{所得率} = \frac{\text{農業粗収益}}{\text{農業粗収益}}$$

(エ) 部門別所得率の推計

次式により部門別産出額を算出した。

$$\text{○ 部門別所得率} = \frac{\text{部門別修正所得}}{\text{部門別産出額}}$$

(オ) 都道府県別生産農業所得の推計

当該都道府県の部門別産出額に部門別所得率を乗じて都道府県別部門別所得を計算して、その
部門別所得を合計し、それに産地づくり対策交付金、中山間地域直接支払交付金並びに水田・畑
作経営所得安定対策のうち、過去の生産実績に基づく支払及び収入減少影響緩和対策等を加算し
て、都道府県別生産農業所得とした。

(カ) 全国農業地域別生産農業所得

全国農業地域別生産農業所得は、全国農業地域に含まれる都道府県別数値を合計して求めた。

(キ) 合計（全国）生産農業所得

合計（全国）生産農業所得は、全国農業地域別数値を合計して求めた。

ウ 分析指標の計算

(ア) 農業所得水準指標

「農家1戸当たり生産農業所得」は、生産農業所得を総農家数（2005年農林業センサス結果（平

成17年2月1日現在))で除して求めた。

(イ) 農業の生産性指標

「耕地10a当たり生産農業所得」は、生産農業所得を耕地面積の数値（平成19年耕地面積調査結果（平成19年7月15日現在））で除して求めた。

(ウ) 栽培きのご類（林業）を含めた農業産出額

参考として、しいたけ、えのきだけ等栽培きのご類を含めた農業産出額を掲載した。

(3) 都道府県別推計における推計の範囲

推計の対象とした品目の範囲は、1 全国推計の取りまとめの(3) 全国推計における推計の範囲のうち、原則として平成18年の当該都道府県の産出額がおおむね1億円以上のものとした。

また、種苗、桑、果樹苗木、子豚、ひな等の中間生産物のうち、他都道府県へ販売されたものも計測の範囲に含めた。これは、当該都道府県における生産の価値を当該都道府県に帰属させるため、全掲(1)ア(イ)で中間生産物であっても他都道府県へ販売されたものは当該都道府県における農業生産に含めて把握することとしているためである。

3 統計の表示方法

(1) 統計表の内容

ア 全国推計の統計表

年次別農業総産出額及び生産農業所得についての実額、構成比、対前年増減率及び年平均増減率を表示した。

イ 都道府県別推計の統計表

全国農業地域別、都道府県別の生産農業所得統計表、分析指標の3編に分けて表示した。統計表の内容は次のとおりである。

(ア) 全国及び各地域段階別の生産農業所得統計表

a 実額

農業産出額の部門別内訳と生産農業所得を表示し、畜産部門については、乳用牛の内訳として生乳、鶏の内訳として鶏卵及びブロイラーを表示した。

併せて、分析指標として、全国農業地域別及び都道府県別の統計表には、農家1戸当たり生産農業所得、耕地10a当たり生産農業所得、生産農業所得率を参考1として表示するとともに、生産林業所得統計において推計した栽培きのご類の産出額を用いて、これを含めた場合の農業産出額を参考2として表示した。

b 農業産出額構成比

農業産出額に占める各部門の構成割合を示したものであって、ここでは全国農業地域区分計、都道府県計に占める構成割合を表示した。

c 合計（全国）に占める割合

部門別産出額及び生産農業所得の合計（全国）に占める全国農業地域別、都道府県別の構成割合を表示した。

d 農業産出額特化係数

次の算式で求めた全国農業地域別、都道府県別の特化係数を表示した。

$$\frac{\text{全国農業地域別又は都道府県別の部門別産出額}}{\text{全国農業地域別又は都道府県別の農業産出額}} \div \frac{\text{合計（全国）の部門別産出額}}{\text{合計（全国）の農業産出額}}$$

e 中間生産物の県内他市町村販売分を除いた場合の農業産出額

平成19年から都道府県を単位とした推計方法に変更したため、参考として平成18年から16年の3年間について、県内市町村間で取り引きされた種苗、子豚等の中間生産物を除いた農業産出額を算出した。（中間生産物の取扱いの変更については、4 利用上の注意の(1)のウを参照。）

(イ) 分析指標

a 主要農産物の産出額と構成比

農業生産の地域指標として利用するため、農業産出額の算定に採用した個別農産物について、合計（全国）の個別農産物のうち産出額が上位50位までの品目について、全国農業地域別、都道府県別の産出額と構成比を表示した。

b 農産物産出額の順位と構成比

合計（全国）、全国農業地域、都道府県別に個別農産物の産出額の大きい品目から順に配列して、個別農産物の産出額、構成比及び順位を表示した。ただし、秘密保護上統計数値を公表していない農産物は除いた。また、構成比は当該品目を推計している都道府県の合計に対するものである。

注：1 農産物名

個別農産物のうちで、利用目的の異なる子実と未成熟は、それぞれ別品目として配列した。なお、畜産物のうち、肉用牛、乳牛、豚等は、当年の子畜、肥育、育成、廃畜分を合計して1品目とした。

2 構成比

合計（全国）、全国農業地域別、都道府県別の個別農産物産出額を農業産出額計で除して百分率で表示した。

主要農産物の全国農業地域別都道府県別構成比については、全国農業地域別都道府県別に、個別農産物産出額を、全国の当該農産物別産出額で除して、百分率で表示した。

(2) 全国農業地域区分

ア 全国農業地域区分に含まれる都道府県は次のとおりである。

全国農業地域	細 分	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	—	北海道
東 北	—	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
北 陸	—	新潟・富山・石川・福井
関東・東山	北 関 東	茨城・栃木・群馬
	南 関 東	埼玉・千葉・東京・神奈川
	東 山	山梨・長野
東 海	—	岐阜・静岡・愛知・三重
近 畿	—	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中 国	山 陰	鳥取・島根
	山 陽	岡山・広島・山口
四 国	—	徳島・香川・愛媛・高知
九 州	北 九 州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分
	南 九 州	宮崎・鹿児島
沖 縄	—	沖縄

イ 地方農政局区分に含まれる都道府県は以下のとおりである。

全国農業地域	所 属 都 道 府 県 名
関東農政局	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野・静岡
東海農政局	岐阜・愛知・三重
中国四国農政局	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知

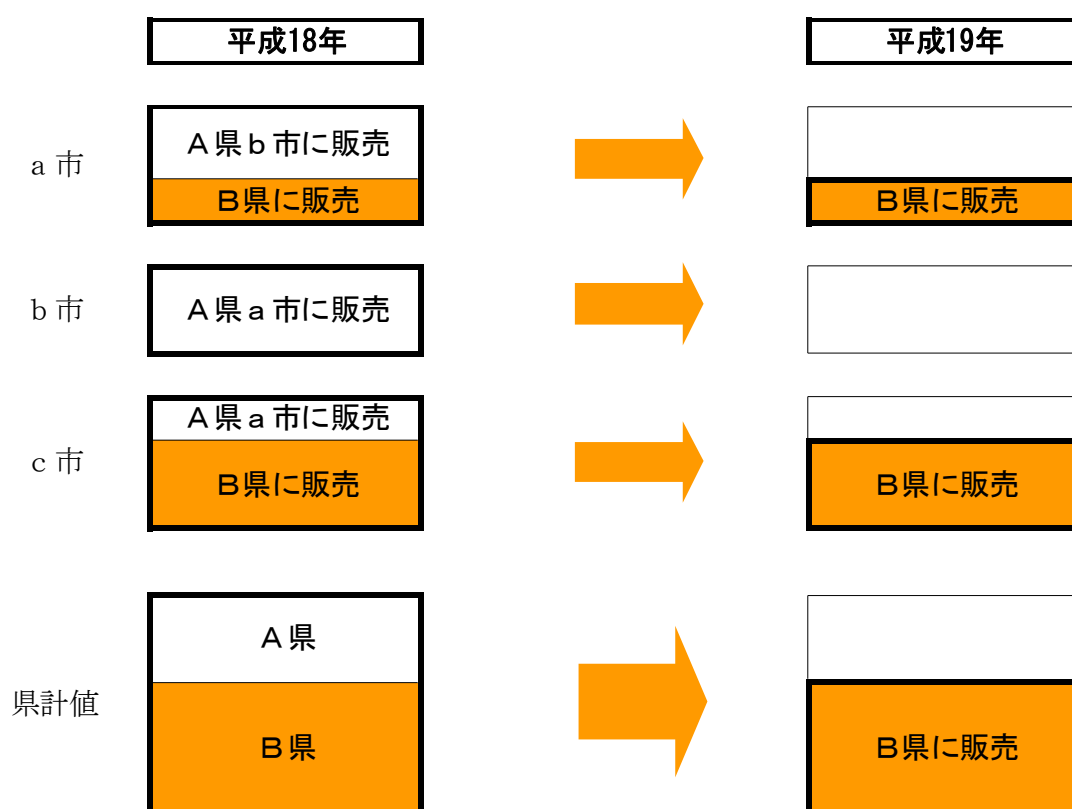
注： 上記以外の地方農政局（東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局）については、当該農業地域の範囲と同じであることから、表章はしていない。

4 利用上の注意

(1) 推計方法の変更点等

- ア 都道府県別推計の生産農業所得については平成18年までは市町村を単位として推計していたが、平成19年より都道府県を単位とした推計に改めた。
- イ 推計対象農産物は、平成18年までは市町村の産出額が1千万円以上の品目を対象としていたが、平成19年からは都道府県の産出額が1億円以上の品目とした。
- ウ 平成18年までの都道府県別の農業産出額については、市町村を推計単位としていたことから、都道府県等の数値には市町村間で取り引きされた種苗、子豚等の中間生産物が重複計上されていたが、平成19年からは他都道府県に販売した中間生産物のみを該当品目の産出額に計上した。

【例：A県の中間生産物の取り扱い】



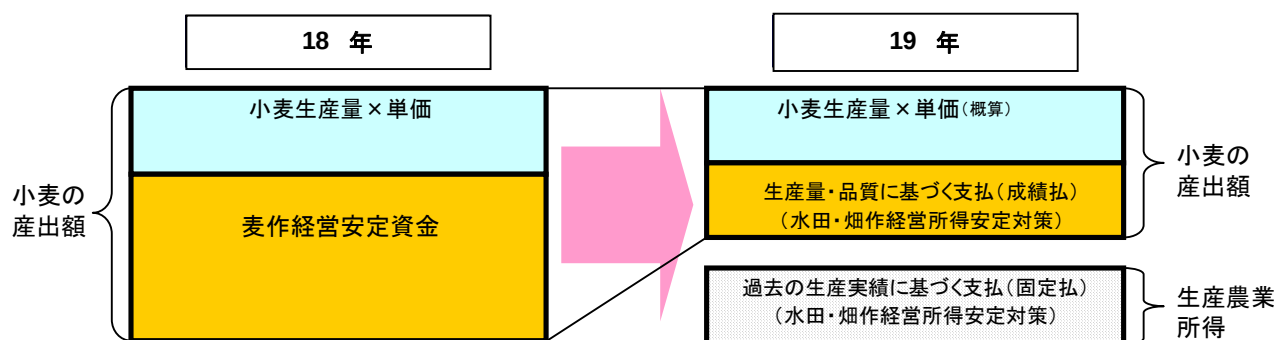
(2) この統計表の実額は、名目価格で表示しており、物価の変動部分は除去していない。したがって、実質の増減率を利用する場合には、別途公表している農業物価指数等を併せて利用する必要がある。

(3) 合計（全国）値の利用について

合計（全国）の数値は都道府県間で取り引きされた種苗、子牛等の中間生産物が重複計上されている。したがって、合計（全国）値の利用は、全国における各地域のシェア、特化係数等の分析の際の基礎数値として利用するにとどめ、全国値そのものを必要とする場合には、全国を推計単位とした「農業総産出額及び生産農業所得」（Ⅱ 統計表、1 全国推計統計表）を利用されたい。

(4) 農業産出額においては、作物に付随して支払われる各種奨励補助金を該当作物の産出額に含めて推計しているが、水田・畑作経営所得安定対策の導入に伴い、その対象となっている品目（麦類、大豆、てんさい、でん粉原料用ばれいしょ）については、成績払いのみを該当品目の産出額に含めて、固定払いについては産出額には含めず生産農業所得に計上することとした。

【例：小麦の産出額】



(5) 統計表で計と内訳が一致しないのは四捨五入のためである。

(6) 表中に用いた記号は、次のとおりである。

「－」：事実のないもの

「…」：推計値のないもの

「0」、「0.0」：単位に満たないもの（例：0.04% → 0.0%）

「△」：負数又は減少したもの

「x」：個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

○ 本統計の累年データは、農林水産省ホームページ中の農林水産統計情報総合データベースに掲載しています。【<http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/toukei>】

問い合わせ先：農林水産省 大臣官房 統計部 経営・構造統計課 分析班

電話：03（3502）8111 内線3635

直通：03（6744）2042